

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		団体の登録
根拠法令及び条項		<p>新座市立公民館規則第11条</p> <p>前条第1項第7号に規定する使用料の減額を受けようとする団体は、新座市立公民館等使用料減額団体登録申請書により、あらかじめ教育委員会に登録し、許可を受けなければならない。登録事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 登録を受けることができる団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 継続的に活動する者が5人以上いること。</p> <p>(2) 構成員の2分の1以上が市内に居住し、通勤し、又は通学していること。</p> <p>(3) 代表者が成人であること。</p> <p>3 教育委員会は、登録を許可した団体に対して、新座市立公民館等使用料減額団体登録証を交付する。</p>
所管部課係名		教育総務部公民館
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 原則即日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)